

下関市新型コロナウイルス感染症対策のための事業者支援策

下関市中小企業制度融資「中小企業体質強化特別融資」のご案内

下関市では、今般発生した新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、売上が減少し経営に支障が生じている市内中小企業者・個人事業主の方への資金繰り対策として、当分の間、「下関市中小企業体質強化特別融資」の融資条件を緩和するとともに、信用保証料補給金を拡充します。

1 融資条件・保証料補給等

対象となる方 ※中小企業信用保険法 に規定する 中小企業者	原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少することが見込まれること
資金用途	運転資金
融資限度額	3,000万円
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）
融資利率	責任共有制度対象 年1.3% 責任共有制度対象外 年1.1%
保証料率	山口県信用保証協会が定める保証料率
保証料補給	100分の100（適用：令和2年3月1日～当分の間）
保証人	原則として法人代表者以外は徴求しない
担保	原則として徴求しない

※保証料補給については、令和2年3月1日以降に融資実行を受けた中小企業者が対象です。

※金融機関及び信用保証協会による金融上の審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

※融資申込みに当たり、セーフティネット保証に該当する方は、別途下関市にて認定申請手続きができます。

2 融資のお申込み

※次に掲げる下関市内に本店又は支店がある金融機関にお申込みください。

山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シティ銀行
商工組合中央金庫 長銀西信用組合 信用組合広島商銀

3 保証料補給のお申込み

※融資実行日の翌日から起算して90日以内に申請が必要です。

山口県信用保証協会へ支払う保証料を補助します。

補助を受けるためには、市への申請が必要になりますので、必要書類を産業振興課までご提出ください。

《必要書類》 ①保証料補給金交付申請書

②口座振替申出書

③信用保証協会が発行した信用保証承諾通知書（写し）

下関市 産業振興部 産業振興課

〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

(Tel)083-231-1265 (Fax)083-235-0910